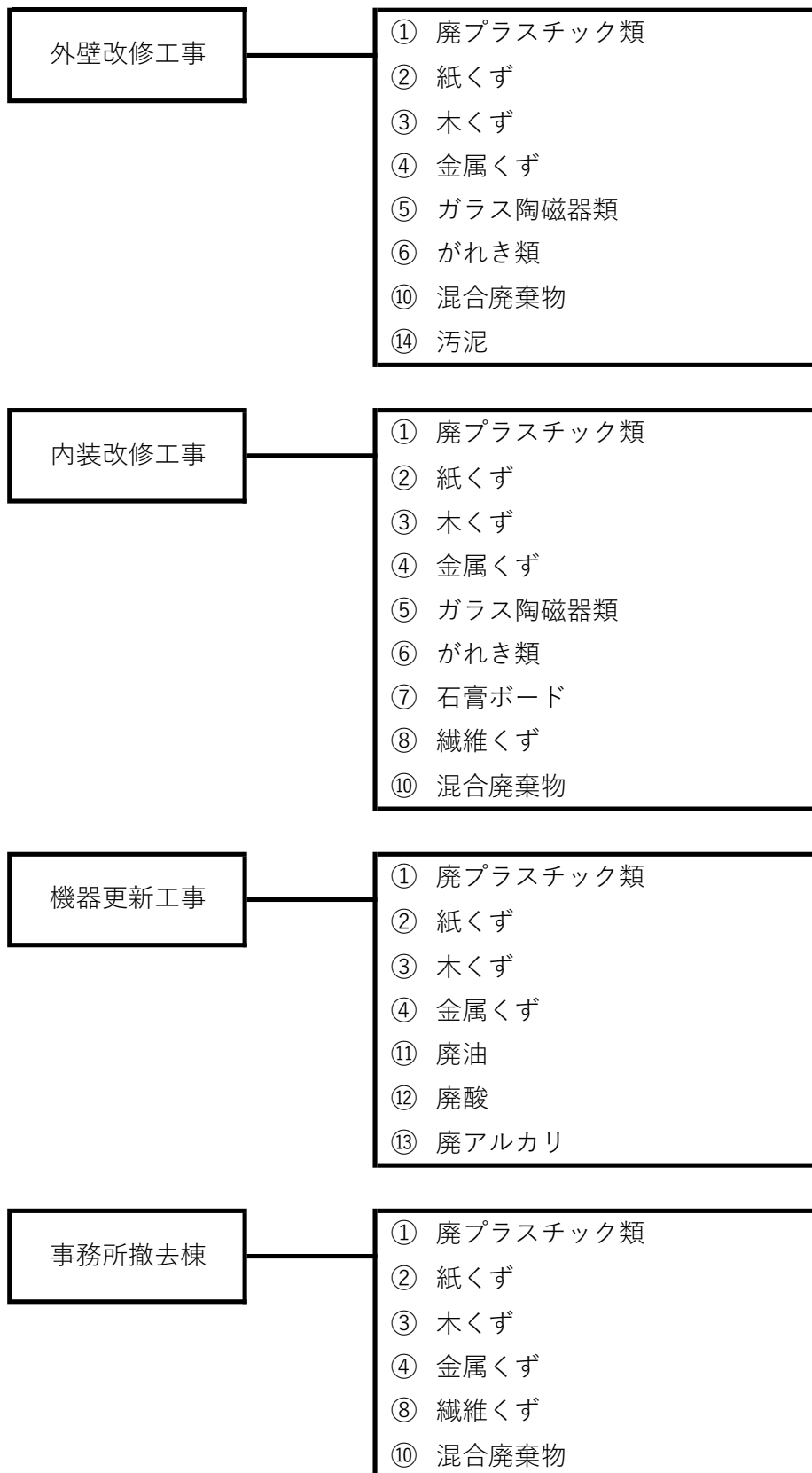


様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p>2023年7月24日</p>	
<p>西宮市長 様</p>	
<p>提出者 東急リニューアル株式会社 住 所 東京都渋谷区渋谷1-16-14 渋谷地下鉄ビル5階 氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 取締役社長 土田 修 電話番号 03-5466-5001</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	西宮市管轄内事業場
事業場の所在地	西宮管轄区域内
計画期間	令和5(2023)年4月1日 から 令和6(2024)年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06. 総合工事業
② 事業の規模	全社22,600万円/年(当該事業場 190万円/年)
③ 従業員数	全社220人 当該事業場 3人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・ 産業廃棄物発生フロー(別表-1)参照 ・ 処理等工程図(別表-2)参照

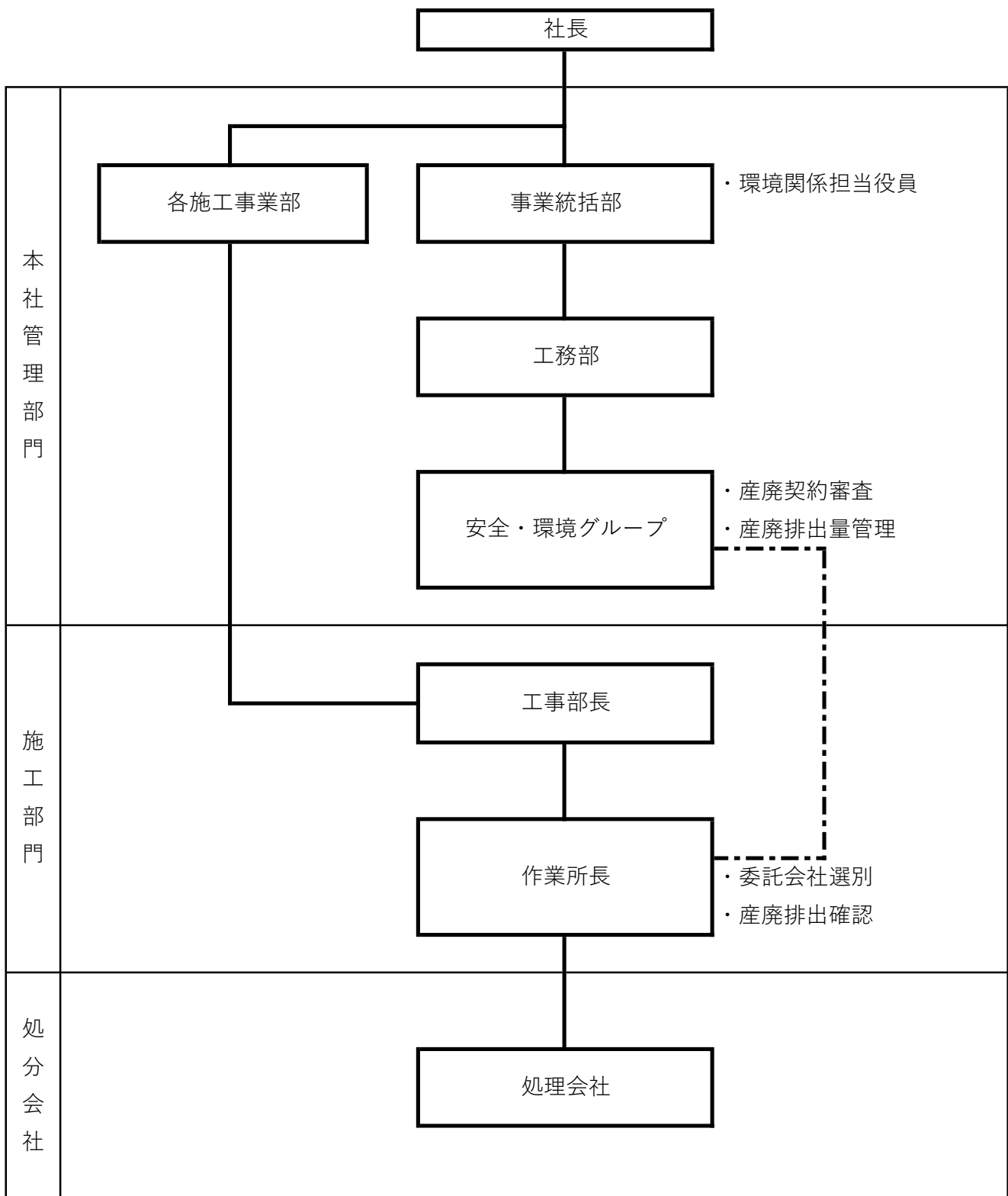
建築改修工事（一般的な改修工事作業所での産業廃棄物発生フローを示す）



処理等工程図

(別紙2)

	産業廃棄物の種類	処理等工程	備考
①	廃プラスチック類	収集運搬→委託処理【中間処理(破碎・圧縮)】→再生(原料・燃料)→最終処分(安定型埋立)	
②	紙くず	収集運搬→委託処理【中間処理(破碎・圧縮)】→再生(原料)	
③	木くず	収集運搬→委託処理【中間処理(破碎・圧縮)】→再生(原料)	
④	金属くず	収集運搬→委託処理【中間処理(破碎)】→再生(原料)	
⑤	ガラスくず及び陶磁器くず	収集運搬→委託処理【中間処理(破碎)】→再生(原料・建設資材)→最終処分(安定型埋立)	
⑥	がれき類	収集運搬→委託処理【中間処理(破碎)】→再生(原料・建設資材)	
⑦	石膏ボード	収集運搬→委託処理【中間処理(破碎)】→再生(原料)	
⑧	繊維くず	収集運搬→委託処理【中間処理(破碎・圧縮)】→再生(原料・燃料)	
⑩	混合廃棄物	収集運搬→委託処理【中間処理(破碎)】→再生(原料・燃料)→最終処分(管理型埋立)	
⑪	廃油	収集運搬→委託処理【中間処理(焼却)】→最終処分(管理型埋立)	
⑫	廃酸	収集運搬→委託処理【中間処理(中和・還元)】→再生(原料)	
⑬	廃アルカリ	収集運搬→委託処理【中間処理(中和・還元)】→再生(原料)	
⑭	汚泥	収集運搬→委託処理【中間処理(脱水・固化)】→再生(原料)	



(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項					
(管理体制図) 建設副産物対策管理組織図 (別表—3) ・作業所は、廃棄物責任者(作業所長又は常駐する上位の社員とする)を定め、建設副産物の発生抑制、再使用、再資源化及び適正処理に関する業務を行う。 ・現業部門社員を対象とし、『建設副産物の原料及び適正処理に関する教育』を実施している。					
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項					
① 現状	【前年度(令和4(2022)年度)実績】				
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	管理型建設混合廃棄物	混合廃棄物
	排出量	3413 t	68 t	14 t	29 t
	(これまでに実施した取組) 全社の産業廃棄物排出量削減目標・分別率目標を設定し各事業部に於いて、有価物の売却、既存部材の再利用の提案と実施等、削減対策を行っている。				
② 計画	【目標】(今年度末の目標値)				
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリート破片	アスフェルト・コンクリート破片	混合廃棄物
	排出量	3413 t	68 t	14 t	29 t
	(今後実施する予定の取組) ・メーカーリサイクルである広域認定制度の利用促進 ・建設資材などの納入事業者を含めて排出抑制の取組推進 (納入時の荷姿、梱包材の簡略化) (可能な限り工場加工とし、作業所での端材の発生抑制)				
産業廃棄物の分別に関する事項					
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートがら、アスファルト・コンクリートがら、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず、廃石膏ボード、汚泥等分別を実施している				
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物分別ヤードを出来る限り拡大し、品目を増やし分別に努める。 ・廃棄物に関する教育を実施し、分別意識の向上を図る。				

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項					
① 現状	【前年度（令和4（2022）年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	-	-	-	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・設計・施主・施工条件が合えば、取外した既存部材の再瀬利用を行っている。				
②計画	【目標】（今年度末の目標値）				
	産業廃棄物の種類	-	-	-	-
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・引きつづき積極的に再生利用に向けて提案を行っていきたい。				
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項					
① 現状	【前年度（令和4（2022）年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	-	-	-	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） ・これまでに、自社で中間処理を行った事は無い。					
②計画	【目標】（今年度末の目標値）				
	産業廃棄物の種類	-	-	-	-
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） ・今後も、自社で中間利用を行う予定はない。					

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
① 現状	【前年度（令和4（2022）年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	-	-	-	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組) ・これまでに、自社で埋立処分又は海洋投入処分を行った事は無い。				
②計画	【目標】（今年度末の目標値）				
	産業廃棄物の種類	-	-	-	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組) ・今後も、自社で埋立処分又は海洋投入処分を行う予定はない。				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
① 現状	【前年度（令和4（2022）年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	汚泥	コンクリート破片	アスファルト・コンクリート破片	混合廃棄物
	全処理委託量	3413 t	68 t	14 t	29 t
	優良認定処理業者への処理委託量	3413 t	68 t	14 t	29 t
	再生利用者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) コンクリート破片及びアスファルト・コンクリート破片は再生プラントでの再生プラントでの再生材処理					

② 計画	【目標】(今年度末の目標値) 別紙のとおり(別表-4)				
	産業廃棄物の種類				
	全処理委託量	t	t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)				
<ul style="list-style-type: none">・優良認定処理業者の積極的活用・認定熱回収業者の積極的活用・メーカーリサイクルである法域認定制度の利用促進					
※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。